

議案第 27 号

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について。

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例を次のとおり制定する。

平成19年 3 月 29 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、滋賀県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の議会の議員（以下「議員」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償の額について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 議員の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の報酬は、広域連合の議会への出席その他その職務に従事した日分を支給する。

(費用弁償)

第3条 議員が、職務を行うため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第10号）に規定する額とする。

3 前項の規定にかかわらず、議員が広域連合の議会の会議に出席する場合における旅費の額は、滋賀県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月26日滋賀県指令自振第4号）第8条の規定により選挙された関係市町の区分に従い、別表第2に定めるとおりとする。

4 前2項に定めるもののほか、議員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成19年3月29日から適用する。

別表第1（第2条関係）

区 分	報酬の額（日額）
広域連合議会議長	8,000円
広域連合議会副議長	6,000円
広域連合議会議員	5,000円

別表第2（第3条関係）

関係市町の区分	1日当たりの額
大津市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、 野洲市、湖南市	2,000円
彦根市、近江八幡市、高島市、東近江市、安 土町、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲 良町、多賀町	3,000円
長浜市、米原市、虎姫町、湖北町、高月町、 木之本町、余呉町、西浅井町	4,000円